

平成26年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(国土交通省26-13)

| 施策目標 | 13 津波・高潮・侵食等による災害の防止・減災を推進する | | | | | | | 担当部局名 水管理・国土保全局砂防部保全課海岸室 港湾局海岸・防災課 | 作成責任者名 海岸室長 五道 仁実 海岸・防災課長 守屋 正平 | | | |
|--|--|-------------|------|------|------|------|------|--|---------------------------------------|-----------------|------------|---|
| 施策目標の概要及び達成すべき目標 | 海岸保全施設等の施設を充実させるとともに、津波・高潮ハザードマップや住民避難対策の促進により、ハード・ソフト一体となった総合的な防災対策を進めることにより、効率的に津波・高潮・侵食等による災害の防止・減災を推進する。 | | | | | | | 施策目標の評価結果 | 政策体系上の位置付け | 4 水害等災害による被害の軽減 | 政策評価実施予定時期 | 平成27年7月 |
| 業績指標等 | 初期値 | 目標値 設定年度 | 21年度 | 22年度 | 23年度 | 24年度 | 25年度 | 実績値 | 評価結果 | 目標値 | 目標年度 | 業績指標等の選定理由、目標値(水準・目標年度)の設定の根拠等 |
| 72 東海・東南海・南海地震等の大規模地震が想定されている地域等における海岸堤防等の整備率(計画高までの整備と耐震化) | 約28% | 平成23年度 | - | - | 約28% | 約31% | 集計中 | / | / | 約66% | 平成28年度 | <p>【指標の定義】 東海・東南海・南海地震等の大規模地震が想定されている地域等で、耐震対策等により、背後地の重要な保全対象等の防護が完了する海岸における堤防等(堤防、護岸、胸壁)の整備率=①/② ①:東海・東南海・南海地震等の大規模地震が想定されている地域等で、耐震対策等により、背後地の重要な保全対象等の防護が完了する海岸の海岸堤防等の総延長のうち、計画高までの整備と耐震性の確保が完了している延長 ②:上記対象海岸の海岸堤防等の総延長 【目標設定の考え方・根拠】 東海・東南海・南海地震等の大規模地震が想定されている地域については、できるだけ早期に海岸堤防等を整備する必要がある。また、東日本大震災の被災地では、平成27年度末までに復旧を完了させる予定である。長期的には対象海岸全体で整備率を100%とすることを目標に、当面の目標として平成28年度までに達成可能な値として設定。 (社会資本整備重点計画第3章のフォローアップ指標)</p> |
| 57 【再掲】東海・東南海・南海地震等の大規模地震が想定される地域等において、今後対策が必要な水門・樋門等の自動化・遠隔操作化率 | 0% | 平成23年度 | - | - | 0% | 約33% | 約48% | / | / | 約57% | 平成28年度 | <p>【指標の定義】 東海・東南海・南海地震等の大規模地震が想定されている地域等で津波の影響を受ける河川及び海岸において、自動化・遠隔操作化等が未対策で早急な対策を要する水門・樋門のうち、対策を実施した箇所割合 【目標設定の考え方・根拠】 平成28年度末までに実施予定の事業により見込まれる成果等から設定 なお、国管理分については、できるだけ早期に自動化・遠隔操作化を完了するため、計画期間内(平成28年度末まで)に100%を目指して事業を実施予定である。 (社会資本整備重点計画第3章のフォローアップ指標)</p> |
| 73 侵食海岸において、現状の汀線防護が完了した割合 | 約78% | 平成23年度 | - | - | 約78% | 約80% | 集計中 | / | / | 約85% | 平成28年度 | <p>【指標の定義】 侵食海岸において、現状の汀線防護が完了した割合=①/② ①:侵食海岸の汀線防護が完了している延長 ②:侵食海岸の汀線防護を実施すべき延長 【目標設定の考え方・根拠】 長期的には100%とすることを目標に、当面の目標として平成28年度までに達成可能な値として設定。 (社会資本整備重点計画第3章のフォローアップ指標)</p> |
| 74 最大クラスの津波ハザードマップを作成・公表し、防災訓練等を実施した市町村の割合 | 0% | 平成23年度 | - | - | 0% | 約14% | 約53% | / | / | 100% | 平成28年度 | <p>【指標の定義】 最大クラスの津波ハザードマップ作成対象市町村数のうち津波ハザードマップを作成・公表し、かつ防災訓練等を実施した市町村数の割合(%) ハザードマップを作成・公表し、防災訓練等を実施した市町村の割合=①/② ①:津波ハザードマップを作成・公表済みかつ防災訓練を実施した市町村数 ②:津波ハザードマップ作成対象となる想定している市町村数(約180市町村) 本指標は、最大クラスの津波に対して人命を守る観点から緊急に警戒避難体制が必要な市町村について、津波ハザードマップを作成・公表し、防災訓練をすることにより、最大クラスの津波発生時に備え、円滑かつ迅速な避難の確保に資するものである。 【目標設定の考え方・根拠】 最大クラスの津波に対して人命を守る観点から緊急に警戒避難体制が必要な市町村について、津波ハザードマップを作成・公表し、防災訓練をすることは、最大クラスの津波発生時に備え、円滑かつ迅速な避難の確保に資するものであり、本指標はその成果を測るものである。 平成28年度までに最大クラスの津波(発生頻度は極めて低いものの、発生すれば大きな被害をもたらす津波)で人的被害が発生または発生することが懸念される市町村(東日本大震災で死者・行方不明者が発生した沿岸市町村及び、東海・東南海・南海地震で同様の被害が懸念される市町村)において、計画期間中に100%の実施を目標とする。</p> |

| | | | | | | | | | | | |
|----|-------------------------|------|--------|---|---|------|------|------|-------|--------|---|
| 75 | 下水道津波BCP策定率(BCP:事業継続計画) | 約6% | 平成23年度 | — | — | 約6% | 約9% | 約15% | 100% | 平成28年度 | 【指標の定義】 東海、東南海・南海地震、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震が想定されている地域に位置し、沿岸域にある下水処理場のうち、津波を対象とした下水道BCPを策定した割合 (分母)東海、東南海・南海地震、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震が想定されている地域に位置し、沿岸域にある下水処理場数 (分子)津波を対象とした下水道BCPを策定した下水処理場数 【目標設定の考え方・根拠】 東海、東南海・南海地震、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震が想定されている地域に位置し、沿岸域にある下水処理場については、できるだけ早期に下水道BCPを策定する必要があり、その全てについて平成28年度までに津波を対象とした下水道BCPを策定することとして設定。 |
| 76 | 海岸堤防等の老朽化調査実施率 | 約53% | 平成23年度 | — | — | 約53% | 約72% | 集計中 | 約100% | 平成28年度 | 【指標の定義】 東海、東南海・南海地震等の大規模地震が想定されている地域等で、老朽化調査を実施し、対応方針の検討が実施された整備後概ね40年を経過した海岸堤防等の割合＝①/② ①東海、東南海・南海地震等の大規模地震が想定されている地域等の海岸の1970年以前に整備された海岸堤防等のうち、老朽化対策の要否について検討がなされている延長 ②東海、東南海・南海地震等の大規模地震が想定されている地域等の海岸の1970年以前に整備された海岸堤防等の延長 【目標設定の考え方・根拠】 1970年以前に整備された海岸堤防等については、できるだけ早期に老朽化調査を実施し、対応方針を検討する必要があるため、平成28年度までに約100%とすることを目標に設定。 (社会資本整備重点計画第3章のフォローアップ指標) |

| 達成手段 (開始年度) | 26年度 行政事業レビュー 事業番号 | 予算額計(執行額) | | | 26年度 当初 予算額 (百万円) | 達成手段の概要 | 関連する 業績指標 等番号 | 達成手段の目標(26年度) (上段:アウトプット、下段:アウトカム) |
|---|--------------------------|--------------------|--------------------|---------------|----------------------------|---|---------------------|---------------------------------------|
| | | 23年度 (百万円) | 24年度 (百万円) | 25年度 (百万円) | | | | |
| (1) 海岸事業 (昭和24年度)(関連26-④、 ⑫) | 023 | 9,186 (9,133) | 9,583 (9,569) | 16,678 | 9,751 | 津波、高潮、波浪、海岸侵食による災害から背後の人命や財産の防護、国土保全に資することを目的に、被災のメカニズムや特性等を把握するため、海象観測や現地調査・地質調査等を実施し、その結果を基に対策工事の計画を立案するとともに、この計画に基づき、堤防、突堤、護岸、離岸堤等の整備を行う。 また、国土保全上極めて重要である沖ノ島島海岸で、海岸の維持管理を実施する。 国費率・補助率 直轄事業:国10/10、2/3 | 57、72、 73、76 | — — |
| (2) 河川・海岸等復興関連事業(水 管理・国土保全局所管)(東日 本大震災関連) (平成23年度)(関連26-⑫) | 121 | 12,091 (10,575) | 84,642 (79,253) | 50,353 | 25,782 | 被災地の復興を推進するため、堤防かさ上げ、水門等の自動化・遠隔操作化、堤防・水門等の耐震・液状化対策、重要交通網等に被害を及ぼすおそれが高まっている箇所における土砂災害対策を実施する。また、大規模な津波や洪水等の発生時においても、重要な河川管理施設の機能を適切に発揮させるための施設の耐水化、予備電源確保等を実施。 東日本大震災における堤防の液状化や津波の河川遡上による被害、水門等の操作員の被災等を踏まえ、東海、東南海・南海地震の対策地域等における津波が遡上する区間や、ゼロメートル地帯等で大規模な地震に伴う堤防の液状化等により甚大な被害が想定される区間において、即効性の高い堤防のかさ上げや堤防等の耐震・液状化対策、水門等の自動化・遠隔操作化を実施。 | 57、72、 73 | — — |
| (3) 海岸事業(直轄) (直轄:昭和47年度)(関連26- ④、⑫) | 027 | 11,368 (11,358) | 8,880 (8,879) | 10,343 | 9,492 | 津波・高潮、波浪、海岸侵食による災害から背後の人命や財産の防護、国土保全に資することを目的に、堤防、突堤、護岸、離岸堤等の整備を行う。 | 57、72、73、 76 | — |
| (4) 海岸事業(東日本大震災関連) (平成23年度)(関連26-⑫) | 131 | 338 (338) | 2,330 (2,330) | 2,699 | 207 | また、東日本大震災において、海岸堤防等の沈下・損壊などの被害が発生し、襲撃する津波により多くの人命・財産が失われたことを教訓として、東海・東南海・南海地震等の大規模地震に伴う津波に備えるため、即効性の高い海岸堤防等の地震・津波対策(液状化対策、陸間の自動化・遠隔操作化等)を実施。 | 57、72 | — — |
| (4) 下水道事業 (昭和32年度)(関連:26-⑧、 ⑪、⑫) | 053 | 18,784 (18,564) | 5,190 (4,993) | 5,248 | 5,225 | ○地方公共団体が実施する下記事業に対する補助金。※()は補助率 以下、H25年度までの事業 ①未普及解消下水道…公衆衛生の向上、生活環境の改善を図るため、し尿・生活雑排水などの汚水の排除を行うための汚水管の整備等(1/2等) ②水質保全下水道…河川などの公共用水域の水質保全を図るため、下水処理場における水処理施設の整備等(1/2、5.5/10等) ③資源循環形成下水道…低炭素社会・循環型社会の構築を図るため、下水処理場における下水汚泥の有効利用を含めた汚泥処理施設の整備等(5.5/10等) ④浸水対策下水道…集中豪雨による浸水被害の軽減を図るため、雨水管、ポンプ場、雨水調整池の整備等(1/2等) ⑤地震対策下水道…大規模地震による被害の軽減を図るため、老朽化した下水管の耐震化に資する整備等(1/2等) 以下、H26年度以降の事業 ①民間活力カインベーション推進下水道事業…再生可能エネルギーの利用促進等を図るため、PPP/PFI事業などの官民連携事業を支援(1/2、5.5/10等) ○下水道事業の計画的かつ効率的な推進を図るために必要な国が実施する調査研究 | 75 | — — |

| | | | | | | |
|------------|--------------------|--------------------|--------|--------|-----------------------------------|--|
| 施策の予算額・執行額 | 29,805 (20,854) | 38,649 (23,035) | 41,947 | 27,723 | 施策に関する内閣の重要政策 (施策方針演説等のうち主なもの) | 【施政方針】 第183回国会施政方針演説(平成25年2月28日) 【閣議決定】 経済財政運営と改革の基本方針について(平成26年6月24日閣議決定)、日本再興戦略(平成26年6月24日閣議決定)、国土強靱化基本計画(平成26年6月3日閣議決定)、社会資本整備重点計画(平成24年8月31日閣議決定) |
|------------|--------------------|--------------------|--------|--------|-----------------------------------|--|